○農林水産省告示第二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町上八川下分字西浦ノ南六二一二、六二二三、一一八二五、一一八二六、字西浦ノ下タ一一八二七、小川東津賀才字西ノ谷一三九九、字西ノ谷ノ中一四〇二、字西ノ谷ノ上一四〇三から一四〇五まで、二五三五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西浦ノ南六二二三・字西ノ谷一三九九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町清水下分字除川三九六、字上石休場二〇九六の一、二〇九六の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字除川三九六・字上石休場二〇九六の一・二〇九六の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町勝賀瀬字宮ケナロ三八五三のロ、三八六一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮ケナロ三八五三のロ・三八六一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県安芸郡馬路村馬路字星越二五七四の五八、字上リ畝二六二一の五、字土平二六二六の四、二六二六の一三、字スガキ谷二六二七の四、字芝ノ鼻二六三五の一四、字久保二六七四の七、二六七四の九、二六七四の一四、二六七四の二〇、二六七四の三二から二六七四の三四まで、字西ノ峰二六七八の一、二六七八の四、字丸山二七四九の四、字長荒レ二七五四の四、二七五五の九、二七五五の一〇、二七五五の一二、二七五五の一六、字押谷二七六八の一五、二七六八の一六、字夏尾北平二八〇五の三二、字中ノ畝三三三〇の二九、字西谷セイ三六五〇の九、字船ケ久保三六五五の四九、三六五五の五〇、字カゲヒラ三六七一の一七、字瀬戸ケ谷三八三四の四五、字カラ谷四一九八の一二、四一九八の一七、四二〇二の四・字金林寺山四二七八の二・四二七八の一五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び馬路村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　愛媛県大洲市長浜町今坊甲一七、乙六〇の二、西予市城川町窪野三七四三、三七五八、三七六二、三七六三、四八六五、四八六七の一、四八六七の二、四八六八、四八六九、四八七七、四八七八、四八一

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

長浜町今坊甲一七・乙六〇の二・城川町窪野三七六二・三七六三・四八六五（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　愛媛県松山市川の郷町乙五三、乙五四、乙五七から乙六一まで、乙六二の二、乙六三、乙六四の一、乙六四の二、乙六五の一から乙六五の三まで、乙六六の一、乙六六の二、乙六八の一、乙六八の二、乙六九の一、乙六九の二、乙七〇の一、乙七〇の二、乙七一、乙七三、乙九一、西予市城川町高野子二八〇一の一、二八〇二の一、二八〇三から二八〇九まで、二八一一から二八一九まで、二八二〇の一、二八二〇の二、二八二一の一、二八二一の二、二八二二から二八二六まで、二八二八から二八三一まで、二八三三

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

川の郷町乙五三・乙五四・乙七三・城川町高野子二八〇一の一・二八〇二の一・二八一一から二八一三まで・二八一五・二八一六・二八二八・二八三一・二八三三（以上十三筆について次の図に示す部分に限る。）、二八一四

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。